

函館市恵山火山避難計画 新旧対照表

(令和4年3月改訂)

函 館 市

函館市恵山火山避難計画 新旧対照表

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
	目 次	目 次	
	(略)	(略)	
	3 避難準備・高齢者等避難開始 による避難……………32	3 高齢者等避難 による避難……………32	避難情報の変更による修正
	4 避難指示（緊急） による避難……………32	4 避難指示 による避難……………32	
	(略)	(略)	
	3 避難勧告 解除、一時立入等の対応……………50	3 避難指示 解除、一時立入等の対応……………50	
	(略)	(略)	
	第1章 総 論	第1章 総 論	
	第1節 計画作成の趣旨等	第1節 計画作成の趣旨等	
	(略)	(略)	
4	4 恵山の観測体制	4 恵山の観測体制	記述の整理
	札幌管区気象台地域火山監視・警報センター（以下「 札幌火山センター 」という。）では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、観測機器を整備し、国土地理院からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。	札幌管区気象台地域火山監視・警報センター（以下「 札幌管区気象台 」という。）では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、観測機器を整備し、国土地理院からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。	
	(略)	(略)	
	第2節 恵山で想定される火山現象	第2節 恵山で想定される火山現象	
	(略)	(略)	
	2 噴火に伴う火山現象と想定される噴火規模および影響範囲	2 噴火に伴う火山現象と想定される噴火規模および影響範囲	
	(略)	(略)	
6	(1) 水蒸気噴火による噴石	(1) 水蒸気噴火による噴石	記述の整理
	水蒸気噴火の発生時には、噴石、降灰、空振などが見られ、このうち大きな噴石の飛散については防災対策を検討するうえで重要度の高いものである。これまでの地質調査によると、恵山周辺に分布している過去の噴出物の中には 直径50cm以上の 大きな噴石は見つかっていないが、小規模な水蒸気噴火では、火口から1km以内の範囲が最も危険度の高い区域とされている。	水蒸気噴火の発生時には、噴石、降灰、空振などが見られ、このうち大きな噴石の飛散については防災対策を検討するうえで重要度の高いものである。これまでの地質調査によると、恵山周辺に分布している過去の噴出物の中には大きな噴石は見つかっていないが、小規模な水蒸気噴火では、火口から1km以内の範囲が最も危険度の高い区域とされている。	
	ただし、他火山の水蒸気噴火では、もう一回り小さい規模の水蒸気噴火も発生していることから、発生する可能性が最も高いと考えられるごく小規模な噴火も	ただし、他火山の水蒸気噴火では、もう一回り小さい規模の水蒸気噴火も発生していることから、発生する可能性が最も高いと考えられるごく小規模な噴火も	

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
11	<p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、噴火に伴う影響範囲と居住地の位置関係および必要な防災対応を踏まえて5段階に区分された指標で、気象庁から避難勧告・指示や登山道の規制等と直結する「警戒が必要な範囲」を明記して、噴火警報が発表される。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、噴火に伴う影響範囲と居住地の位置関係および必要な防災対応を踏まえて5段階に区分された指標で、気象庁から避難指示や登山道の規制等と直結する「警戒が必要な範囲」を明記して、噴火警報が発表される。</p> <p>(略)</p>	<p>避難情報の変更による修正</p>

11 表1-3 恵山の噴火警戒レベル (平成28年3月23日 運用開始)

表1-3 恵山の噴火警戒レベル (平成28年3月23日 運用開始)

種別	名 称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)	【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 過去事例：なし
警 報	噴火警報(火口周辺)	火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意) 要配慮者の避難準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。	・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口・Y火口(小地獄・大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口・Y火口(小地獄・大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は平穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活。 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は平穏。

注1) ここでいう噴石とは、上空の風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50cm以上の大きな噴石とする。

(略)

種別	名 称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)	【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 過去事例：なし
警 報	噴火警報(火口周辺)	火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。	・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は平穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は平穏。

注1) 大きな噴石とは、概ね20cm〜30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

(略)

「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正

記述の整理

「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
13	<p>第2章 事前対策</p> <p>第1節 防災体制の構築</p> <p>1 市および関係機関の防災体制 (略)</p> <p>(1) レベル2の防災体制 (略)</p> <p>① 市の体制（第1非常配備体制）</p> <p>ア 総務部</p> <p>防災担当課長を責任者とした第1非常配備体制をとり、北海道や函館地方気象台などの防災関係機関との連絡体制の確立、住民等への広報などの防災対応を噴火活動状況に応じ円滑に実施できる体制とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) レベル4の防災体制</p> <p>噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表されるなど、居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき、または噴火の断続的な発生等により火山泥流の発生が予想されるとき、その他市長が必要と認める場合は警戒体制をとり、状況に応じては非常体制に移行する措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) レベル5の防災体制 (略)</p>	<p>第2章 事前対策</p> <p>第1節 防災体制の構築</p> <p>1 市および関係機関の防災体制 (略)</p> <p>(1) レベル2の防災体制 (略)</p> <p>① 市の体制（第1非常配備体制）</p> <p>ア 総務部</p> <p>災害対策課長を責任者とした第1非常配備体制をとり、北海道や函館地方気象台などの防災関係機関との連絡体制の確立、住民等への広報などの防災対応を噴火活動状況に応じ円滑に実施できる体制とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) レベル4の防災体制</p> <p>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表されるなど、居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき、または噴火の断続的な発生等により火山泥流の発生が予想されるとき、その他市長が必要と認める場合は警戒体制をとり、状況に応じては非常体制に移行する措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) レベル5の防災体制 (略)</p>	<p>記述の整理</p> <p>「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正</p>
14	<p>イ 地区災害対策本部（恵山・楯法華支所）</p> <p>噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表されたときには第3非常配備体制をとり、住民等への広報や避難所の開設、交通規制の実施などの防災対応を噴火活動状況に応じ円滑に実施できる体制とする。</p> <p>なお、楯法華支所は、楯法華地区全域に避難指示（緊急）が発令されたときは、南茅部支所に支所機能を移転するとともに南茅部支所内に地区災害対策本部を設置し、防災対応を実施できる体制をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 地区災害対策本部（恵山・楯法華支所）</p> <p>噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表されたときには第3非常配備体制をとり、住民等への広報や避難所の開設、交通規制の実施などの防災対応を噴火活動状況に応じ円滑に実施できる体制とする。</p> <p>なお、楯法華支所は、楯法華地区全域に避難指示が発令されたときは、南茅部支所に支所機能を移転するとともに南茅部支所内に地区災害対策本部を設置し、防災対応を実施できる体制をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>避難情報の変更による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																														
16	<p>3 噴火警戒レベルと防災対応 (略)</p> <p>表 2-2 噴火警戒レベルに対応した防災対応</p> <table border="1" data-bbox="235 359 952 630"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>レベル2 (火口周辺規制)</th> <th>レベル4 <u>(避難準備)</u></th> <th colspan="2">レベル5 (避難)</th> </tr> <tr> <th>防災対応</th> <td></td> <td></td> <td>(5-1)</td> <td>(5-2) (5-3)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報の発令</td> <td>○警戒区域の設定</td> <td>○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部 ・恵山峠町、元村町、富浦町</td> <td>○<u>避難指示(緊急)</u></td> <td>○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・柏野町、恵山町、 ・根法華地区全域 (左記地域を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 <u>(避難準備)</u>	レベル5 (避難)		防災対応			(5-1)	(5-2) (5-3)	避難情報の発令	○警戒区域の設定	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部 ・恵山峠町、元村町、富浦町	○ <u>避難指示(緊急)</u>	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・柏野町、恵山町、 ・根法華地区全域 (左記地域を除く)	<p>3 噴火警戒レベルと防災対応 (略)</p> <p>表 2-2 噴火警戒レベルに対応した防災対応</p> <table border="1" data-bbox="1124 359 1841 630"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>レベル2 (火口周辺規制)</th> <th>レベル4 <u>(高齢者等避難)</u></th> <th colspan="2">レベル5 (避難)</th> </tr> <tr> <th>防災対応</th> <td></td> <td></td> <td>(5-1)</td> <td>(5-2) (5-3)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報の発令</td> <td>○警戒区域の設定</td> <td>○<u>高齢者等避難</u> ・御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部 ・恵山峠町、元村町、富浦町</td> <td>○<u>避難指示</u></td> <td>○<u>高齢者等避難</u> ○<u>避難指示</u> ・柏野町、恵山町、古武井町の一部 ・根法華地区全域 (左記地域を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 <u>(高齢者等避難)</u>	レベル5 (避難)		防災対応			(5-1)	(5-2) (5-3)	避難情報の発令	○警戒区域の設定	○ <u>高齢者等避難</u> ・御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部 ・恵山峠町、元村町、富浦町	○ <u>避難指示</u>	○ <u>高齢者等避難</u> ○ <u>避難指示</u> ・柏野町、恵山町、古武井町の一部 ・根法華地区全域 (左記地域を除く)	<p>「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p>
レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 <u>(避難準備)</u>	レベル5 (避難)																														
防災対応			(5-1)	(5-2) (5-3)																													
避難情報の発令	○警戒区域の設定	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部 ・恵山峠町、元村町、富浦町	○ <u>避難指示(緊急)</u>	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・柏野町、恵山町、 ・根法華地区全域 (左記地域を除く)																													
レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 <u>(高齢者等避難)</u>	レベル5 (避難)																														
防災対応			(5-1)	(5-2) (5-3)																													
避難情報の発令	○警戒区域の設定	○ <u>高齢者等避難</u> ・御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部 ・恵山峠町、元村町、富浦町	○ <u>避難指示</u>	○ <u>高齢者等避難</u> ○ <u>避難指示</u> ・柏野町、恵山町、古武井町の一部 ・根法華地区全域 (左記地域を除く)																													

17 表 2-3 噴火警戒レベルに対応した防災対応（防災関係機関）

表 2-3 噴火警戒レベルに対応した防災対応（防災関係機関）

噴火警戒レベル (略)	函館市	気象台		国 (函館開発建設部)	北海道 (渡島総合振興局)	北海道総合通信局
		(札幌管区)	(函館地台)			
更なる活動活発化期 （高齢者等避難） 4	第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※避難準備・高齢者等避難開始① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請 検討と事前連絡 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	第3非常配備体制 ○北海道災害対策渡島地方本部設置 ・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与
小噴火期 （511） 5	第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示(緊急)発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	応急体制 ・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与
更なる活動活発化期 （避難） （512） 5	※避難準備・高齢者等避難開始② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与
中々大噴火期 （513） 5	※避難指示(緊急)発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、徐灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与

噴火警戒レベル (略)	函館市	気象台		国 (函館開発建設部)	北海道 (渡島総合振興局)	北海道総合通信局
		(札幌管区)	(函館地台)			
更なる活動活発化期 （高年齢者等避難） 4	第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請 検討と事前連絡 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	第3非常配備体制 ○北海道災害対策渡島地方本部設置 ・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与
小噴火期 （511） 5	第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	応急体制 ・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与
更なる活動活発化期 （避難） （512） 5	※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与
中々大噴火期 （513） 5	※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説	・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、徐灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	・市等からの支援要請対応 ・移動通信機器の貸与 ・移動電源車の貸与 ・臨時災害放送局用機器の貸与

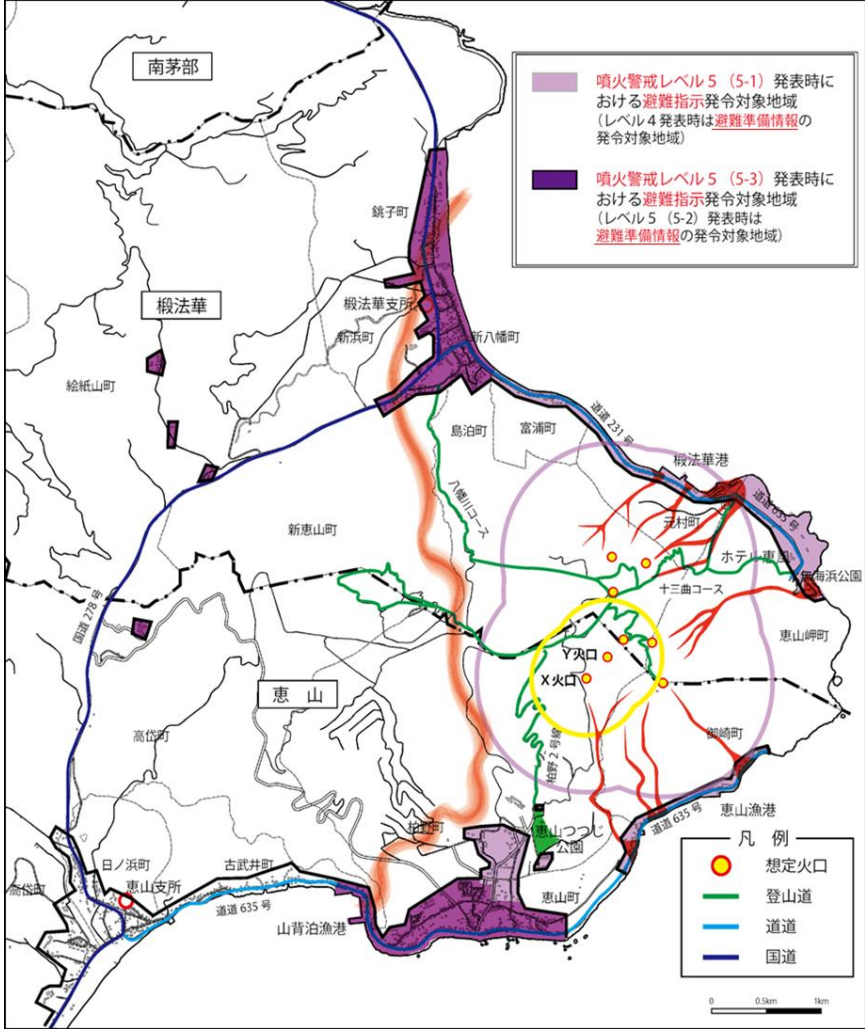
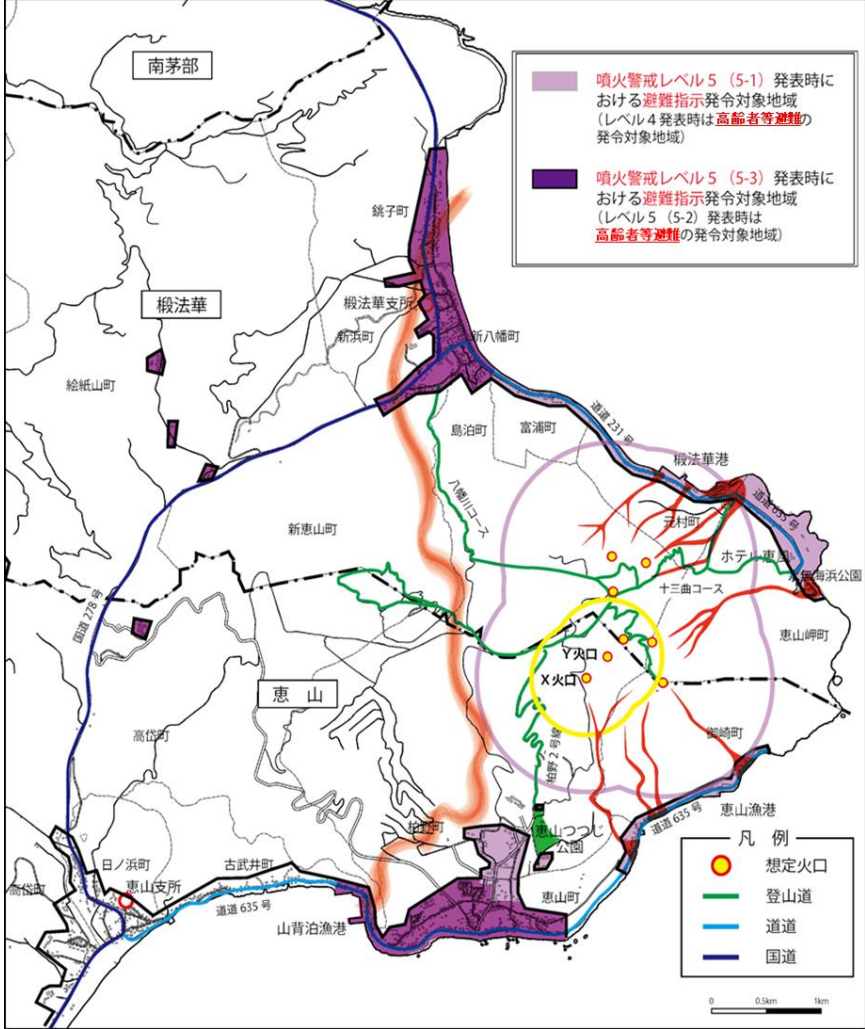
「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正

避難情報の変更による修正

避難情報の変更による修正

避難情報の変更による修正

頁	現 行							改 訂 案							改訂理由																																																																																				
18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル (略)</th> <th>函館海上保安部</th> <th>陸上自衛隊</th> <th>海上自衛隊</th> <th>北海道警察</th> <th>函館市消防本部</th> <th>函館市消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更なる活動活発化期 (避難準備)</td> <td>4 ・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査(気象台からの要請実施可能な場合に限り)</td> <td>・災害派遣準備</td> <td>・災害派遣準備</td> <td>・災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供</td> <td>第2招集 ・車両広報</td> </tr> <tr> <td>小 噴 火 期 5 (1)</td> <td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td> <td>・災害派遣部隊の派遣</td> <td>・災害派遣</td> <td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要請判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請</td> <td>第3招集 ・避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>更なる活動活発化期 (避難)</td> <td>5 1 2 (1)</td> <td>・災害派遣部隊の派遣</td> <td>・災害派遣</td> <td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討</td> <td>・避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>中々 大 噴 火 期 3 (1)</td> <td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td> <td>・災害派遣部隊の派遣</td> <td>・災害派遣</td> <td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断</td> <td>・避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							噴火警戒レベル (略)	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団	更なる活動活発化期 (避難準備)	4 ・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査(気象台からの要請実施可能な場合に限り)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	・災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報	小 噴 火 期 5 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要請判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等	更なる活動活発化期 (避難)	5 1 2 (1)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等	中々 大 噴 火 期 3 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等	(略)							<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル (略)</th> <th>函館海上保安部</th> <th>陸上自衛隊</th> <th>海上自衛隊</th> <th>北海道警察</th> <th>函館市消防本部</th> <th>函館市消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更なる活動活発化期 (避難準備)</td> <td>4 ・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査(気象台からの要請実施可能な場合に限り)</td> <td>・災害派遣準備</td> <td>・災害派遣準備</td> <td>・災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供</td> <td>第2招集 ・車両広報</td> </tr> <tr> <td>小 噴 火 期 5 (1)</td> <td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td> <td>・災害派遣部隊の派遣</td> <td>・災害派遣</td> <td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要請判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請</td> <td>第3招集 ・避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>更なる活動活発化期 (避難)</td> <td>5 1 2 (1)</td> <td>・災害派遣部隊の派遣</td> <td>・災害派遣</td> <td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討</td> <td>・避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>中々 大 噴 火 期 3 (1)</td> <td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td> <td>・災害派遣部隊の派遣</td> <td>・災害派遣</td> <td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td> <td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断</td> <td>・避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							噴火警戒レベル (略)	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団	更なる活動活発化期 (避難準備)	4 ・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査(気象台からの要請実施可能な場合に限り)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	・災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報	小 噴 火 期 5 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要請判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等	更なる活動活発化期 (避難)	5 1 2 (1)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等	中々 大 噴 火 期 3 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等	(略)							「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正
噴火警戒レベル (略)	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団																																																																																													
更なる活動活発化期 (避難準備)	4 ・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査(気象台からの要請実施可能な場合に限り)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	・災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報																																																																																													
小 噴 火 期 5 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要請判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等																																																																																													
更なる活動活発化期 (避難)	5 1 2 (1)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等																																																																																													
中々 大 噴 火 期 3 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等																																																																																													
(略)																																																																																																			
噴火警戒レベル (略)	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団																																																																																													
更なる活動活発化期 (避難準備)	4 ・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査(気象台からの要請実施可能な場合に限り)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	・災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報																																																																																													
小 噴 火 期 5 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要請判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等																																																																																													
更なる活動活発化期 (避難)	5 1 2 (1)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等																																																																																													
中々 大 噴 火 期 3 (1)	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等																																																																																													
(略)																																																																																																			

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
19	<p data-bbox="255 248 927 276">図 2-1 想定される火山現象の影響範囲と避難対象となる地域</p> 	<p data-bbox="1144 248 1816 276">図 2-1 想定される火山現象の影響範囲と避難対象となる地域</p> 	<p data-bbox="1939 403 2163 552">「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																												
20	<p>第2節 情報伝達体制の構築</p> <p>1 火山に関する情報の収集 (略)</p> <p>表 2-4 火山に関する収集・整理する情報</p> <table border="1" data-bbox="159 389 1025 1230"> <thead> <tr> <th>収集する情報</th> <th>情報内容</th> <th>情報発信機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火警報を解除する場合や火山活動が静穏な状態が続くことが予想される場合に発表される情報</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことをいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報 (臨時)</td> <td>噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している</td> <td>気象庁</td> </tr> <tr> <td>火山ガス予報</td> <td>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報</td> <td>札幌火山センター</td> </tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td> <td>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報</td> <td>北海道開発局</td> </tr> </tbody> </table>	収集する情報	情報内容	情報発信機関	噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌火山センター	噴火予報	噴火警報を解除する場合や火山活動が静穏な状態が続くことが予想される場合に発表される情報	札幌火山センター	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌火山センター	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことをいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌火山センター	火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報	札幌火山センター	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報	札幌火山センター	降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌火山センター	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局	<p>第2節 情報伝達体制の構築</p> <p>1 火山に関する情報の収集 (略)</p> <p>表 2-4 火山に関する収集・整理する情報</p> <table border="1" data-bbox="1048 389 1915 1230"> <thead> <tr> <th>収集する情報</th> <th>情報内容</th> <th>情報発信機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報 (臨時)</td> <td>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合に適時発表される情報</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している</td> <td>気象庁</td> </tr> <tr> <td>火山ガス予報</td> <td>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td> <td>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報</td> <td>北海道開発局</td> </tr> </tbody> </table>	収集する情報	情報内容	情報発信機関	噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌管区気象台	噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報	札幌管区気象台	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌管区気象台	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌管区気象台	火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	札幌管区気象台	火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合に適時発表される情報	札幌管区気象台	降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌管区気象台	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局	<p>記述の整理</p> <p>記述の整理</p> <p>記述の整理</p> <p>「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」との整合</p> <p>「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」との整合</p> <p>記述の整理</p>
収集する情報	情報内容	情報発信機関																																																													
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌火山センター																																																													
噴火予報	噴火警報を解除する場合や火山活動が静穏な状態が続くことが予想される場合に発表される情報	札幌火山センター																																																													
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌火山センター																																																													
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことをいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌火山センター																																																													
火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報	札幌火山センター																																																													
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報	札幌火山センター																																																													
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁																																																													
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌火山センター																																																													
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局																																																													
収集する情報	情報内容	情報発信機関																																																													
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌管区気象台																																																													
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報	札幌管区気象台																																																													
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌管区気象台																																																													
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌管区気象台																																																													
火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	札幌管区気象台																																																													
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合に適時発表される情報	札幌管区気象台																																																													
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁																																																													
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌管区気象台																																																													
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局																																																													

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
21	<p>2 協議会構成機関における情報伝達・共有 (略)</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の伝達</p> <p>恵山に関する噴火警報や降灰予報等の火山情報は、<u>札幌火山センター</u>が発表し、図2-2の経路により各防災関係機関へ伝達される。</p> <p>図2-2 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>注 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>2 協議会構成機関における情報伝達・共有 (略)</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の伝達</p> <p>恵山に関する噴火警報や降灰予報等の火山情報は、<u>札幌管区気象台</u>が発表し、図2-2の経路により各防災関係機関へ伝達される。</p> <p>図2-2 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>注 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>記述の整理</p> <p>伝達系統の整理に伴う修正</p> <p>住民・登山者・観光客等</p> <p>伝達系統の整理に</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
21	<p>2. <u>太線は、「噴火警報」、「噴火速報」および「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは伝達の措置が義務付けられている伝達経路</u></p> <p>3. <u>二重線は、上記の活動火山対策特別措置法の規定に加えて、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</u></p> <p>4. 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。</p> <p>(2) ^{かえい}火映、鳴動、空振等の火山現象に対する対応</p> <p><u>札幌火山センター</u>は、火映（火口が明るく見える現象）、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合においても、速やかに函館地方気象台へ連絡して現象を解説するなどの情報共有を行うものとする。</p> <p>また、<u>札幌火山センター</u>から連絡を受けた函館地方気象台は、速やかに協議会構成機関等への情報提供、解説を行うものとする。</p> <p>3 住民、登山者等への情報伝達と手段</p> <p>(1) 住民等への情報伝達と手段 (略)</p> <p>②情報伝達の内容 (略)</p>	<p>2. <u>二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</u></p> <p>3. <u>太線および二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路</u></p> <p>4. 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。</p> <p><u>※あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合、気象台は札幌放送局と該当する地方放送局へ通知する</u></p> <p>(2) ^{かえい}火映、鳴動、空振等の火山現象に対する対応</p> <p><u>札幌管区気象台</u>は、火映（火口が明るく見える現象）、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合においても、速やかに函館地方気象台へ連絡して現象を解説するなどの情報共有を行うものとする。</p> <p>また、<u>札幌管区気象台</u>から連絡を受けた函館地方気象台は、速やかに協議会構成機関等への情報提供、解説を行うものとする。</p> <p>3 住民、登山者等への情報伝達と手段</p> <p>(1) 住民等への情報伝達と手段 (略)</p> <p>②情報伝達の内容 (略)</p>	<p>伴う修正</p> <p>記述の整理</p>
23	<p>■情報の段階別の伝達例文</p> <p>(略)</p> <p>【噴火警戒レベル4の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災<恵山・楸法華>です。本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山・楸法華>地区の一部に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。現在、恵山の火山活動が活発化しています。<u>避難準備をお願いします</u>。避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は<恵山中学校・楸法華総合センター>です。</p> <p>【噴火警戒レベル5（5-1）の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により噴石の飛散や火山泥流が発生し、居住地域の一</p>	<p>■情報の段階別の伝達例文</p> <p>(略)</p> <p>【噴火警戒レベル4の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災<恵山・楸法華>です。本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山・楸法華>地区の一部に<u>高齢者等避難</u>を発令しました。現在、恵山の火山活動が活発化しています。<u>高齢者など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください</u>。避難場所は<恵山中学校・楸法華総合センター>です。</p> <p>【噴火警戒レベル5（5-1）の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により噴石の飛散や火山泥流が発生し、居住地域の一</p>	<p>避難情報の変更による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																
23	<p>部に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〈恵山・楸法華〉地区の一部に<u>避難指示（緊急）</u>を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は〈恵山中学校・楸法華総合センター〉です。</p> <p>【噴火警戒レベル5（5-2）の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災〈恵山・楸法華〉です。恵山の噴火により居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〈恵山地区の一部・楸法華地区の全域〉に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。<u>避難準備をお願いします</u>。避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は〈恵山コミュニティセンター・尾札部中学校または磨光小学校〉です。</p> <p>【噴火警戒レベル5（5-3）の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災〈恵山・楸法華〉です。恵山の噴火により火砕流が発生し、居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〈恵山地区の一部・楸法華地区の全域〉に<u>避難指示（緊急）</u>を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は〈恵山コミュニティセンター・尾札部中学校または磨光小学校〉です。</p> <p>（略）</p>	<p>部に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〈恵山・楸法華〉地区の一部に<u>避難指示</u>を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は〈恵山中学校・楸法華総合センター〉です。</p> <p>【噴火警戒レベル5（5-2）の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災〈恵山・楸法華〉です。恵山の噴火により居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〈恵山地区の一部・楸法華地区の全域〉に<u>高齢者等避難</u>を発令しました。<u>高齢者など</u>避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は〈恵山コミュニティセンター・尾札部中学校または磨光小学校〉です。</p> <p>【噴火警戒レベル5（5-3）の引き上げ時】</p> <p>こちらは防災〈恵山・楸法華〉です。恵山の噴火により火砕流が発生し、居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〈恵山地区の一部・楸法華地区の全域〉に<u>避難指示</u>を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は〈恵山コミュニティセンター・尾札部中学校または磨光小学校〉です。</p> <p>（略）</p>	<p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p>																
24	<p>(2) 登山者等への情報伝達と手段</p> <p>登山者への情報伝達は、立入規制地点における看板類の設置により行うほか、既に入山中の者に対しては、緊急速報メールによる情報伝達を行うとともに、携帯電話の電波の届かない区域もある事を踏まえて、<u>ヘリコプターによる上空からの下山呼びかけもあわせて行うものとする。</u></p> <p>① 緊急速報メールによる情報伝達</p> <p>（略）</p> <p>【配信例文】</p> <table border="1" data-bbox="163 1102 1021 1417"> <thead> <tr> <th>配信項目</th> <th>配信例文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>噴火警報</td> <td>恵山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたため、市は<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。</td> </tr> <tr> <td>※右の配信例文は、噴火警戒レベル4の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信</td> <td>登山、入山中の方は直ちに下山し、避難場所まで避難してください。避難場所は恵山中学校、楸法華総合センターです。</td> </tr> </tbody> </table>	配信項目	配信例文	（略）		噴火警報	恵山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたため、市は <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を発令しました。	※右の配信例文は、噴火警戒レベル4の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信	登山、入山中の方は直ちに下山し、避難場所まで避難してください。避難場所は恵山中学校、楸法華総合センターです。	<p>(2) 登山者等への情報伝達と手段</p> <p>登山者への情報伝達は、立入規制地点における看板類の設置により行うほか、既に入山中の者に対しては、緊急速報メールによる情報伝達を行うとともに、携帯電話の電波の届かない区域もある事を踏まえて、<u>ヘリコプターにより上空からの登山者の有無の確認し、拡声器等による下山呼びかけを行うものとする。</u></p> <p>① 緊急速報メールによる情報伝達</p> <p>（略）</p> <p>【配信例文】</p> <table border="1" data-bbox="1050 1102 1908 1417"> <thead> <tr> <th>配信項目</th> <th>配信例文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>噴火警報</td> <td>恵山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたため、市は<u>高齢者等避難</u>を発令しました。</td> </tr> <tr> <td>※右の配信例文は、噴火警戒レベル4の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信</td> <td>登山、入山中の方は直ちに下山し、避難場所まで避難してください。避難場所は恵山中学校、楸法華総合センターです。</td> </tr> </tbody> </table>	配信項目	配信例文	（略）		噴火警報	恵山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたため、市は <u>高齢者等避難</u> を発令しました。	※右の配信例文は、噴火警戒レベル4の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信	登山、入山中の方は直ちに下山し、避難場所まで避難してください。避難場所は恵山中学校、楸法華総合センターです。	<p>所要の修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>所要の修正</p>
配信項目	配信例文																		
（略）																			
噴火警報	恵山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたため、市は <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を発令しました。																		
※右の配信例文は、噴火警戒レベル4の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信	登山、入山中の方は直ちに下山し、避難場所まで避難してください。避難場所は恵山中学校、楸法華総合センターです。																		
配信項目	配信例文																		
（略）																			
噴火警報	恵山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたため、市は <u>高齢者等避難</u> を発令しました。																		
※右の配信例文は、噴火警戒レベル4の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信	登山、入山中の方は直ちに下山し、避難場所まで避難してください。避難場所は恵山中学校、楸法華総合センターです。																		

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
24	<p>② ヘリコプターによる下山呼びかけ</p> <p>ア 下山呼びかけの方法</p> <p>気象庁から火山活動に関する情報の伝達があった場合、ヘリコプターの緊急運航の必要があると認めるときは、北海道防災航空室、北海道警察、函館海上保安部に対し緊急運航の要請や支援要請を行い、<u>上空からの下山呼びかけを行うものとする。</u></p> <p>イ 呼びかけ方法および内容</p> <p>(ア) 呼びかけ方法</p> <p>ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの<u>呼びかけ</u>を基本とする。飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者等の判断による。</p> <p>(略)</p>	<p>② ヘリコプターによる<u>確認と</u>下山呼びかけ</p> <p>ア 下山呼びかけの方法</p> <p>気象庁から火山活動に関する情報の伝達があった場合、ヘリコプターの緊急運航の必要があると認めるときは、北海道防災航空室、北海道警察、函館海上保安部に対し緊急運航の要請や支援要請を行い、<u>ヘリコプターにより登山者の有無を確認し、登山者を確認した場合には、拡声器等による下山の呼びかけを行うものとする。</u></p> <p>イ <u>確認</u>・呼びかけ方法および内容</p> <p>(ア) <u>確認</u>・呼びかけ方法</p> <p>ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの<u>確認</u>を基本とする。飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者等の判断による。</p> <p><u>下山の呼びかけは、拡声器等を用い、行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
25	<p>4 異常現象等の報告等</p> <p>(1) 異常現象発見者通報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図 2-4 異常現象等の発見者通報フロー</p> <p>→ : 災害対策基本法第54条で定められた通報経路 - - - - - : 副次的な通報経路</p>	<p>4 異常現象等の報告等</p> <p>(1) 異常現象発見者通報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図 2-4 異常現象等の発見者通報フロー</p> <p>→ : 災害対策基本法第54条で定められた通報経路 - - - - - : 副次的な通報経路</p>	<p>記述の整理</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
25	<p>(2) 異常現象発見者通報受領後の対応 異常現象発見者通報を受けた機関は、気象台等関係機関へ通報する。 <u>札幌火山センター</u>は、観測データと通報内容から総合的に現象を判断して、評価結果を函館地方気象台へ速やかに還元する。 函館地方気象台は協議会構成機関等へ情報提供、解説を行う。</p>	<p>(2) 異常現象発見者通報受領後の対応 異常現象発見者通報を受けた機関は、気象台等関係機関へ通報する。 <u>札幌管区気象台</u>は、観測データと通報内容から総合的に現象を判断して、評価結果を函館地方気象台へ速やかに還元する。 函館地方気象台は協議会構成機関等へ情報提供、解説を行う。</p>	記述の整理
26	<p>第3節 避難のための事前対策 (略) 2 避難情報等の発令基準 (略) (2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令基準 「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」は、以下の場合に避難対象地域に対して市長が発令するものとする。 (略) (3) <u>避難指示（緊急）</u>の発令基準 「<u>避難指示（緊急）</u>」は、以下の場合に避難対象地域に対して市長が発令するものとする。 (略)</p>	<p>第3節 避難のための事前対策 (略) 2 避難情報等の発令基準 (略) (2) <u>高齢者等避難</u>の発令基準 「<u>高齢者等避難</u>」は、以下の場合に避難対象地域に対して市長が発令するものとする。 (略) (3) <u>避難指示</u>の発令基準 「<u>避難指示</u>」は、以下の場合に避難対象地域に対して市長が発令するものとする。 (略)</p>	<p>避難情報の変更による修正 避難情報の変更による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																																																																																
27	<p>3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定 (略)</p> <p>表 2-5 火山に関する指定緊急避難場所・指定避難所の一覧 (平成 29 年 6 月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="163 360 1003 903"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">指定緊急避難場所</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th></th> <th>指定避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">恵山</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>えさん小学校</td> <td>中浜町79</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td>恵山総合体育館</td> <td>川上町506</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>恵山コミュニティセンター</td> <td>日ノ浜町154</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>恵山中学校</td> <td>柏野町9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">椴法華</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>椴法華小学校</td> <td>新八幡町86番地1</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td>椴法華総合センター</td> <td>新浜町156-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">南茅部</td> <td>●</td> <td></td> <td>古部会館</td> <td>古部町422</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>木直会館</td> <td>木直町433-4</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td><u>ボン木直会館</u></td> <td><u>木直町722-1</u></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td><u>見日会館</u></td> <td><u>尾札部町1423-1</u></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>尾札部中学校</td> <td>尾札部町2023</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td><u>尾札部会館</u></td> <td><u>尾札部町573-1</u></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>磨光小学校</td> <td>尾札部町1609-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>28 5 避難促進施設の指定等 (1) 避難促進施設の指定</p> <p>突発的な噴火が発生した場合や、噴石の飛散などの想定される火山現象の影響範囲内に位置し、不特定多数の人が集まる施設や要配慮者が利用する施設の所有者または管理者は、利用者の安全を確保するため、噴火警報や<u>避難勧告・指示</u>等市からの情報を住民、登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑な防災対応を開始する必要がある。そのため、活火山法第6条第1項第5号に基づき、避難促進施設を指定する。</p> <p>(略)</p>	地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地		指定避難所	恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79	●		恵山総合体育館	川上町506	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154	●	●	恵山中学校	柏野町9	椴法華	●	●	椴法華小学校	新八幡町86番地1	●		椴法華総合センター	新浜町156-1	南茅部	●		古部会館	古部町422	●	●	木直会館	木直町433-4	●	●	<u>ボン木直会館</u>	<u>木直町722-1</u>	●	●	<u>見日会館</u>	<u>尾札部町1423-1</u>	●	●	尾札部中学校	尾札部町2023	●	●	<u>尾札部会館</u>	<u>尾札部町573-1</u>	●	●	磨光小学校	尾札部町1609-1	<p>3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定 (略)</p> <p>表 2-5 火山に関する指定緊急避難場所・指定避難所の一覧 (令和 3 年 4 月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1052 360 1912 823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">指定緊急避難場所</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th></th> <th>指定避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">恵山</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>えさん小学校</td> <td>中浜町79</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td>恵山総合体育館</td> <td>川上町506</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>恵山コミュニティセンター</td> <td>日ノ浜町154</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>恵山中学校</td> <td>柏野町9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">椴法華</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>椴法華小学校</td> <td>新八幡町86番地1</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td>椴法華総合センター</td> <td>新浜町156-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">南茅部</td> <td>●</td> <td></td> <td>古部会館</td> <td>古部町422</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td>木直会館</td> <td>木直町433-4</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>尾札部中学校</td> <td>尾札部町2023</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td>磨光小学校</td> <td>尾札部町1609-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 避難促進施設の指定等 (1) 避難促進施設の指定</p> <p>突発的な噴火が発生した場合や、噴石の飛散などの想定される火山現象の影響範囲内に位置し、不特定多数の人が集まる施設や要配慮者が利用する施設の所有者または管理者は、利用者の安全を確保するため、噴火警報や<u>避難指示</u>等市からの情報を住民、登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑な防災対応を開始する必要がある。そのため、活火山法第6条第1項第5号に基づき、避難促進施設を指定する。</p> <p>(略)</p>	地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地		指定避難所	恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79	●		恵山総合体育館	川上町506	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154	●	●	恵山中学校	柏野町9	椴法華	●	●	椴法華小学校	新八幡町86番地1	●		椴法華総合センター	新浜町156-1	南茅部	●		古部会館	古部町422		●	木直会館	木直町433-4	●	●	尾札部中学校	尾札部町2023	●	●	磨光小学校	尾札部町1609-1	<p>時点修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p>
地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地																																																																																																															
		指定避難所																																																																																																																	
恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79																																																																																																															
	●		恵山総合体育館	川上町506																																																																																																															
	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154																																																																																																															
	●	●	恵山中学校	柏野町9																																																																																																															
椴法華	●	●	椴法華小学校	新八幡町86番地1																																																																																																															
	●		椴法華総合センター	新浜町156-1																																																																																																															
南茅部	●		古部会館	古部町422																																																																																																															
	●	●	木直会館	木直町433-4																																																																																																															
	●	●	<u>ボン木直会館</u>	<u>木直町722-1</u>																																																																																																															
	●	●	<u>見日会館</u>	<u>尾札部町1423-1</u>																																																																																																															
	●	●	尾札部中学校	尾札部町2023																																																																																																															
	●	●	<u>尾札部会館</u>	<u>尾札部町573-1</u>																																																																																																															
	●	●	磨光小学校	尾札部町1609-1																																																																																																															
地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地																																																																																																															
		指定避難所																																																																																																																	
恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79																																																																																																															
	●		恵山総合体育館	川上町506																																																																																																															
	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154																																																																																																															
	●	●	恵山中学校	柏野町9																																																																																																															
椴法華	●	●	椴法華小学校	新八幡町86番地1																																																																																																															
	●		椴法華総合センター	新浜町156-1																																																																																																															
南茅部	●		古部会館	古部町422																																																																																																															
		●	木直会館	木直町433-4																																																																																																															
	●	●	尾札部中学校	尾札部町2023																																																																																																															
	●	●	磨光小学校	尾札部町1609-1																																																																																																															

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
32	<p>第3章 噴火時（緊急フェーズ）の対応</p> <p>第1節 住民、登山者等避難時の対応 （略）</p> <p>3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>による避難 市長が「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令した際に、住民等が自主的に避難する場合の対応は次のとおりとする。 （略）</p> <p>4 <u>避難指示（緊急）</u>による避難 市長が「<u>避難指示（緊急）</u>」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は次のとおりとする。 （略）</p> <p>33 5 要配慮者の避難対策 高齢者や障がい者等の要配慮者は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された場合は速やかに避難を開始するものとする。 （略）</p> <p>7 教育機関等の避難対策 (1) 学校 市教育委員会は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>または<u>避難指示（緊急）</u>が発令された場合は、避難対象区域内にある学校に対して次のとおり措置するものとする。 なお、これらの措置について、あらかじめ保護者等に対して説明し、緊急時の対応について理解を得ておくとともに、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。 また、避難情報の発令期間が長期にわたることも考えられることから、災害が及ばない地区の学校での授業再開など代替措置を講ずるものとする。</p> <p>34 ① <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された場合 （略）</p> <p>② <u>避難指示（緊急）</u>が発令された場合 （火山活動が急激に活発化し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令されずに<u>避難指示（緊急）</u>が発令された場合）</p>	<p>第3章 噴火時（緊急フェーズ）の対応</p> <p>第1節 住民、登山者等避難時の対応 （略）</p> <p>3 <u>高齢者等避難</u>による避難 市長が「<u>高齢者等避難</u>」を発令した際に、住民等が自主的に避難する場合の対応は次のとおりとする。 （略）</p> <p>4 <u>避難指示</u>による避難 市長が「<u>避難指示</u>」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は次のとおりとする。 （略）</p> <p>5 要配慮者の避難対策 高齢者や障がい者等の要配慮者は、<u>高齢者等避難</u>が発令された場合は速やかに避難を開始するものとする。 （略）</p> <p>7 教育機関等の避難対策 (1) 学校 市教育委員会は、<u>高齢者等避難</u>または<u>避難指示</u>が発令された場合は、避難対象区域内にある学校に対して次のとおり措置するものとする。 なお、これらの措置について、あらかじめ保護者等に対して説明し、緊急時の対応について理解を得ておくとともに、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。 また、避難情報の発令期間が長期にわたることも考えられることから、災害が及ばない地区の学校での授業再開など代替措置を講ずるものとする。</p> <p>① <u>高齢者等避難</u>が発令された場合 （略）</p> <p>② <u>避難指示</u>が発令された場合 （火山活動が急激に活発化し、<u>高齢者等避難</u>を発令されずに<u>避難指示</u>が発令された場合）</p>	<p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
34	<p>(7) 児童・生徒が帰宅している（家庭にいる）場合 校長に対して休校を指示するものとするが、指示がない場合においても校長が、<u>避難指示（緊急）</u>が発令されたことを確認した場合は、休校することができる。</p> <p>児童・生徒は、<u>避難指示（緊急）</u>が発令されたことを確認した場合は、登校を要せず、家族と一緒に避難するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 宿泊施設・福祉施設等 市から<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>または<u>避難指示（緊急）</u>が発令された場合、避難対象区域内にある宿泊施設・福祉施設等の施設管理者は、施設利用者の安全確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>(7) 児童・生徒が帰宅している（家庭にいる）場合 校長に対して休校を指示するものとするが、指示がない場合においても校長が、<u>避難指示</u>が発令されたことを確認した場合は、休校することができる。</p> <p>児童・生徒は、<u>避難指示</u>が発令されたことを確認した場合は、登校を要せず、家族と一緒に避難するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 宿泊施設・福祉施設等 市から<u>高齢者等避難</u>または<u>避難指示</u>が発令された場合、避難対象区域内にある宿泊施設・福祉施設等の施設管理者は、施設利用者の安全確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																																																																																																																																																																																				
36	<p>9 避難対象者の把握</p> <p>噴火警報等が発表された場合の避難対象者および避難場所等については、表 3-3、3-4 のとおりである。</p> <p>表 3-3 避難対象者数等（恵山地区）（平成 30 年 10 月末現在）</p> <p>【レベル 5（5-1）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>御崎町</td> <td>55</td> <td>109</td> <td>御崎会館</td> <td rowspan="3">恵山中学校</td> <td rowspan="3">《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館〜つつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)</td> </tr> <tr> <td>柏野町の一部</td> <td>109</td> <td>224</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>恵山町の一部</td> <td>287</td> <td>543</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>451</td> <td>876</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山つつじ公園</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恵山福祉センター</td> <td>-</td> <td>190</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恵楽園</td> <td>-</td> <td>65</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>所有バスにより避難</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している</p> <p>【レベル 5（5-3）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>御崎町</td> <td>55</td> <td>109</td> <td>-</td> <td rowspan="3">恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校</td> <td rowspan="3">《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)</td> </tr> <tr> <td>柏野町</td> <td>109</td> <td>224</td> <td>恵山中学校</td> </tr> <tr> <td>恵山町</td> <td>287</td> <td>543</td> <td>恵山中学校</td> </tr> <tr> <td>古武井町の一部</td> <td>97</td> <td>170</td> <td>古武井会館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>548</td> <td>1046</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山中学校</td> <td>-</td> <td>80</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している</p>	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	55	109	御崎会館	恵山中学校	《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館〜つつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)	柏野町の一部	109	224	-	恵山町の一部	287	543	-	計	451	876	-	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山つつじ公園	-	2,000	-	-		恵山福祉センター	-	190	-	-		恵楽園	-	65	-	-	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	55	109	-	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校	《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)	柏野町	109	224	恵山中学校	恵山町	287	543	恵山中学校	古武井町の一部	97	170	古武井会館			計	548	1046	-	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山中学校	-	80				<p>9 避難対象者の把握</p> <p>噴火警報等が発表された場合の避難対象者および避難場所等については、表 3-3、3-4 のとおりである。</p> <p>表 3-3 避難対象者数等（恵山地区）（令和 3 年 10 月末現在）</p> <p>【レベル 5（5-1）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>御崎町</td> <td>49</td> <td>91</td> <td>御崎会館</td> <td rowspan="3">恵山中学校</td> <td rowspan="3">《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館〜つつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)</td> </tr> <tr> <td>柏野町の一部</td> <td>94</td> <td>193</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>恵山町の一部</td> <td>273</td> <td>490</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>416</td> <td>774</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山つつじ公園</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恵山福祉センター</td> <td>-</td> <td>190</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恵楽園</td> <td>-</td> <td>65</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>所有バスにより避難</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している</p> <p>【レベル 5（5-3）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>御崎町</td> <td>49</td> <td>91</td> <td>-</td> <td rowspan="3">恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校</td> <td rowspan="3">《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)</td> </tr> <tr> <td>柏野町</td> <td>94</td> <td>193</td> <td>恵山中学校</td> </tr> <tr> <td>恵山町</td> <td>273</td> <td>490</td> <td>恵山中学校</td> </tr> <tr> <td>古武井町の一部</td> <td>89</td> <td>146</td> <td>古武井会館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>505</td> <td>920</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山中学校</td> <td>-</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している</p>	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	49	91	御崎会館	恵山中学校	《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館〜つつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)	柏野町の一部	94	193	-	恵山町の一部	273	490	-	計	416	774	-	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山つつじ公園	-	2,000	-	-		恵山福祉センター	-	190	-	-		恵楽園	-	65	-	-	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	49	91	-	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校	《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)	柏野町	94	193	恵山中学校	恵山町	273	490	恵山中学校	古武井町の一部	89	146	古武井会館			計	505	920	-	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山中学校	-	60				<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																		
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																							
御崎町	55	109	御崎会館	恵山中学校	《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館〜つつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)																																																																																																																																																																																																																		
柏野町の一部	109	224	-																																																																																																																																																																																																																				
恵山町の一部	287	543	-																																																																																																																																																																																																																				
計	451	876	-	-																																																																																																																																																																																																																			
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																							
恵山つつじ公園	-	2,000	-	-																																																																																																																																																																																																																			
恵山福祉センター	-	190	-	-																																																																																																																																																																																																																			
恵楽園	-	65	-	-	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																		
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																		
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																							
御崎町	55	109	-	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校	《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)																																																																																																																																																																																																																		
柏野町	109	224	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																				
恵山町	287	543	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																				
古武井町の一部	97	170	古武井会館																																																																																																																																																																																																																				
計	548	1046	-	-																																																																																																																																																																																																																			
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																							
恵山中学校	-	80																																																																																																																																																																																																																					
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																		
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																							
御崎町	49	91	御崎会館	恵山中学校	《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館〜つつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)																																																																																																																																																																																																																		
柏野町の一部	94	193	-																																																																																																																																																																																																																				
恵山町の一部	273	490	-																																																																																																																																																																																																																				
計	416	774	-	-																																																																																																																																																																																																																			
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																							
恵山つつじ公園	-	2,000	-	-																																																																																																																																																																																																																			
恵山福祉センター	-	190	-	-																																																																																																																																																																																																																			
恵楽園	-	65	-	-	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																		
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																		
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																							
御崎町	49	91	-	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校	《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)																																																																																																																																																																																																																		
柏野町	94	193	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																				
恵山町	273	490	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																				
古武井町の一部	89	146	古武井会館																																																																																																																																																																																																																				
計	505	920	-	-																																																																																																																																																																																																																			
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																							
恵山中学校	-	60																																																																																																																																																																																																																					

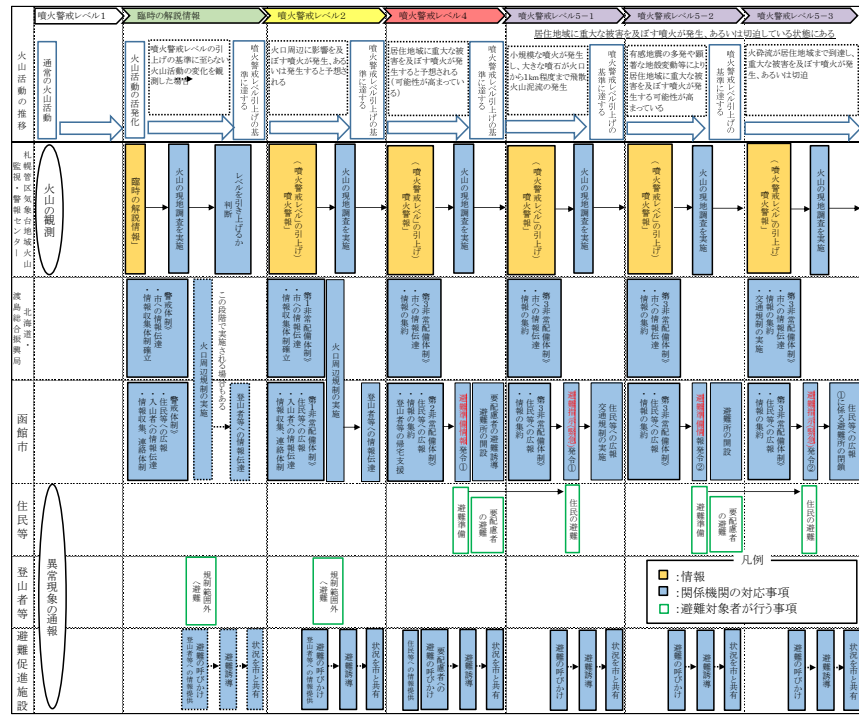
頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
37	<p>表 3-4 避難対象者数等（楸法華地区）（平成 30 年 10 月末現在）</p> <p>【レベル 5（5-1）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山岬町</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>もと元村会館</td> <td rowspan="3">楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元村町</td> <td>36</td> <td>70</td> <td>もと富浦会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富浦町</td> <td>39</td> <td>79</td> <td>もと富浦会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>86</td> <td>170</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>ホテル恵風</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>所有バスにより避難</td> </tr> </tbody> </table> <p>【レベル 5（5-3）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山岬町</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>-</td> <td rowspan="9">尾札部中学校 磨光小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元村町</td> <td>36</td> <td>70</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富浦町</td> <td>39</td> <td>79</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島泊町</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新八幡町</td> <td>67</td> <td>133</td> <td>楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新浜町</td> <td>156</td> <td>302</td> <td>楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銚子町</td> <td>101</td> <td>223</td> <td>銚子会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵紙山町</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新恵山町</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>448</td> <td>895</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>楸法華総合センター</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華小学校</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華中学校</td> <td>-</td> <td>44</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華高齢者福祉総合センター</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヤマサン山本商店 楸法華工場</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華クリニック</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	11	21	もと元村会館	楸法華総合センター		元村町	36	70	もと富浦会館		富浦町	39	79	もと富浦会館		計	86	170	-	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						ホテル恵風	-	200	-	-	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	11	21	-	尾札部中学校 磨光小学校		元村町	36	70	-		富浦町	39	79	-		島泊町	29	48	楸法華総合センター		新八幡町	67	133	楸法華総合センター		新浜町	156	302	楸法華総合センター		銚子町	101	223	銚子会館		絵紙山町	2	3	-		新恵山町	7	16	-		計	448	895	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						楸法華総合センター	-	300	-	-		楸法華小学校	-	300	-	-		楸法華中学校	-	44	-	-		楸法華高齢者福祉総合センター	-	40	-	-		ヤマサン山本商店 楸法華工場	-	35	-	-		楸法華クリニック	-	20	-	-		<p>表 3-4 避難対象者数等（楸法華地区）（令和 3 年 10 月末現在）</p> <p>【レベル 5（5-1）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山岬町</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>もと元村会館</td> <td rowspan="3">楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元村町</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>もと富浦会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富浦町</td> <td>39</td> <td>71</td> <td>もと富浦会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>79</td> <td>149</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>ホテル恵風</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>所有バスにより避難</td> </tr> </tbody> </table> <p>【レベル 5（5-3）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名等</th> <th>世帯数</th> <th>人員数</th> <th>一時集合場所</th> <th>避難場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td> </tr> <tr> <td>恵山岬町</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>-</td> <td rowspan="9">尾札部中学校 磨光小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元村町</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富浦町</td> <td>39</td> <td>71</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島泊町</td> <td>27</td> <td>45</td> <td>楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新八幡町</td> <td>63</td> <td>115</td> <td>楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新浜町</td> <td>148</td> <td>279</td> <td>楸法華総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銚子町</td> <td>106</td> <td>208</td> <td>銚子会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵紙山町</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新恵山町</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>429</td> <td>809</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td> </tr> <tr> <td>楸法華総合センター</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華小学校</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華中学校</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華高齢者福祉総合センター</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楸法華クリニック</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	10	18	もと元村会館	楸法華総合センター		元村町	30	60	もと富浦会館		富浦町	39	71	もと富浦会館		計	79	149	-	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						ホテル恵風	-	200	-	-	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	10	18	-	尾札部中学校 磨光小学校		元村町	30	60	-		富浦町	39	71	-		島泊町	27	45	楸法華総合センター		新八幡町	63	115	楸法華総合センター		新浜町	148	279	楸法華総合センター		銚子町	106	208	銚子会館		絵紙山町	1	3	-		新恵山町	5	10	-		計	429	809	-		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						楸法華総合センター	-	300	-	-		楸法華小学校	-	20	-	-		楸法華中学校	-	35	-	-		楸法華高齢者福祉総合センター	-	40	-	-		楸法華クリニック	-	20	-	-		
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
恵山岬町	11	21	もと元村会館	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
元村町	36	70	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
富浦町	39	79	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	86	170	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ホテル恵風	-	200	-	-	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
恵山岬町	11	21	-	尾札部中学校 磨光小学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
元村町	36	70	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
富浦町	39	79	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
島泊町	29	48	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新八幡町	67	133	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新浜町	156	302	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
銚子町	101	223	銚子会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
絵紙山町	2	3	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新恵山町	7	16	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	448	895	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
楸法華総合センター	-	300	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華小学校	-	300	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華中学校	-	44	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華高齢者福祉総合センター	-	40	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ヤマサン山本商店 楸法華工場	-	35	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華クリニック	-	20	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
恵山岬町	10	18	もと元村会館	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
元村町	30	60	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
富浦町	39	71	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	79	149	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ホテル恵風	-	200	-	-	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
恵山岬町	10	18	-	尾札部中学校 磨光小学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
元村町	30	60	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
富浦町	39	71	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
島泊町	27	45	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新八幡町	63	115	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新浜町	148	279	楸法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
銚子町	106	208	銚子会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
絵紙山町	1	3	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新恵山町	5	10	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	429	809	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
楸法華総合センター	-	300	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華小学校	-	20	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華中学校	-	35	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華高齢者福祉総合センター	-	40	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
楸法華クリニック	-	20	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																																																																				
40	<p>10 避難経路・避難手段の確立 (略)</p> <p>(2) 避難手段</p> <p>避難手段は、徒歩、自転車、自家用車、船舶等のあらゆる手段による自力避難とする。</p> <p>避難指示(緊急)が発令された場合、交通手段が確保できないなど自力での避難が困難な者は、一時集合場所に集合もしくは自宅にて待機し、市または防災関係機関が手配する広報車を伴ったバス等により避難するものとする。なお、大きな噴石等によりバス等でも避難が困難な場合には市または北海道が要請する北海道防災航空室、警察、自衛隊、函館海上保安部の救助を待ち避難を行うものとする。</p> <p>避難対象地区から一時集合場所または避難場所までの距離および所要時間の目安について、表 3-5、3-6 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3-5 恵山地区の所要時間(目安)</p> <table border="1" data-bbox="163 791 949 1141"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>人数 (世帯数)</th> <th>避難手段</th> <th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th> <th>指定避難所 (避難に係る時間)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">御崎町</td> <td>109</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)</td> <td rowspan="2">恵山中学校 (2.8km、車両6分)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(55)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柏野町</td> <td>224</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">恵山中学校 (0.6km、車両：1分)</td> <td rowspan="2">徒歩：20分</td> </tr> <tr> <td>(109)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">恵山町</td> <td>543</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">恵山中学校 (1.7km、車両：3分)</td> <td rowspan="2">徒歩：57分</td> </tr> <tr> <td>(287)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">古武井町</td> <td>170</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">古武井会館 (1.0km、徒歩：33分)</td> <td rowspan="2">恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(97)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td>恵山中学校</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>-</td> <td>恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恵山中学校</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>-</td> <td>えさん小学校 (8.4km、車両：17分)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	御崎町	109	徒歩	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)		(55)	自家用車等	柏野町	224	徒歩	-	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分	(109)	自家用車等	恵山町	543	徒歩	-	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分	(287)	自家用車等	古武井町	170	徒歩	古武井会館 (1.0km、徒歩：33分)	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)		(97)	自家用車等	恵山中学校		バス等	-	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)		恵山中学校		バス等	-	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)		<p>10 避難経路・避難手段の確立 (略)</p> <p>(2) 避難手段</p> <p>避難手段は、徒歩、自転車、自家用車、船舶等のあらゆる手段による自力避難とする。</p> <p>避難指示が発令された場合、交通手段が確保できないなど自力での避難が困難な者は、一時集合場所に集合もしくは自宅にて待機し、市または防災関係機関が手配する広報車を伴ったバス等により避難するものとする。なお、大きな噴石等によりバス等でも避難が困難な場合には市または北海道が要請する北海道防災航空室、警察、自衛隊、函館海上保安部の救助を待ち避難を行うものとする。</p> <p>避難対象地区から一時集合場所または避難場所までの距離および所要時間の目安について、表 3-5、3-6 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3-5 恵山地区の所要時間(目安)</p> <table border="1" data-bbox="1052 791 1839 1141"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>人数 (世帯数)</th> <th>避難手段</th> <th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th> <th>指定避難所 (避難に係る時間)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">御崎町</td> <td>91</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)</td> <td rowspan="2">恵山中学校 (2.8km、車両6分)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(49)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柏野町</td> <td>193</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">恵山中学校 (0.6km、車両：1分)</td> <td rowspan="2">徒歩：20分</td> </tr> <tr> <td>(94)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">恵山町</td> <td>490</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">恵山中学校 (1.7km、車両：3分)</td> <td rowspan="2">徒歩：57分</td> </tr> <tr> <td>(273)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">古武井町</td> <td>146</td> <td>徒歩</td> <td rowspan="2">古武井会館 (1.0km、徒歩：33分)</td> <td rowspan="2">恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(89)</td> <td>自家用車等</td> </tr> <tr> <td>恵山中学校</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>-</td> <td>恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恵山中学校</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>-</td> <td>えさん小学校 (8.4km、車両：17分)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	御崎町	91	徒歩	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)		(49)	自家用車等	柏野町	193	徒歩	-	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分	(94)	自家用車等	恵山町	490	徒歩	-	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分	(273)	自家用車等	古武井町	146	徒歩	古武井会館 (1.0km、徒歩：33分)	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)		(89)	自家用車等	恵山中学校		バス等	-	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)		恵山中学校		バス等	-	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)		<p>避難情報の変更による修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																																		
御崎町	109	徒歩	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)																																																																																																			
	(55)	自家用車等																																																																																																					
柏野町	224	徒歩	-	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分																																																																																																		
	(109)	自家用車等																																																																																																					
恵山町	543	徒歩	-	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分																																																																																																		
	(287)	自家用車等																																																																																																					
古武井町	170	徒歩	古武井会館 (1.0km、徒歩：33分)	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)																																																																																																			
	(97)	自家用車等																																																																																																					
恵山中学校		バス等	-	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)																																																																																																			
恵山中学校		バス等	-	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)																																																																																																			
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																																		
御崎町	91	徒歩	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)																																																																																																			
	(49)	自家用車等																																																																																																					
柏野町	193	徒歩	-	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分																																																																																																		
	(94)	自家用車等																																																																																																					
恵山町	490	徒歩	-	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分																																																																																																		
	(273)	自家用車等																																																																																																					
古武井町	146	徒歩	古武井会館 (1.0km、徒歩：33分)	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)																																																																																																			
	(89)	自家用車等																																																																																																					
恵山中学校		バス等	-	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)																																																																																																			
恵山中学校		バス等	-	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)																																																																																																			

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																																																																																																																
40	<p style="text-align: center;">表 3-6 榎法華地区の所要時間（目安）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>人数 (世帯数)</th> <th>避難手段</th> <th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th> <th>指定避難所 (避難に係る時間)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恵山岬町</td> <td><u>21</u> <u>(11)</u></td> <td>徒歩 自動車等</td> <td>元村会館 (1.2km、徒歩：40分)</td> <td>榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元村町</td> <td><u>70</u> <u>(36)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)</td> <td>榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富浦町</td> <td><u>79</u> (39)</td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)</td> <td>榎法華総合センター (1.8km、車両：4分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島泊町</td> <td><u>50</u> <u>(29)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)</td> <td>尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新八幡町</td> <td><u>133</u> <u>(67)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)</td> <td>尾礼部中学校 (15.2km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新浜町</td> <td><u>302</u> <u>(156)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)</td> <td>尾礼部中学校 (14.9km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銚子町</td> <td><u>223</u> <u>(101)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)</td> <td>尾礼部中学校 (13.6km、車両：6分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵紙山町</td> <td><u>3</u> <u>(2)</u></td> <td>自家用車等</td> <td>—</td> <td>尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新恵山町</td> <td><u>16</u> <u>(7)</u></td> <td>自家用車等</td> <td>—</td> <td>尾礼部中学校 (17.1km、車両：21分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>榎法華総合センター</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>—</td> <td>尾礼部中学校 (14.4km、車両：17分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>榎法華総合センター</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>—</td> <td>磨光小学校 (16.7km、車両：20分)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	恵山岬町	<u>21</u> <u>(11)</u>	徒歩 自動車等	元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)		元村町	<u>70</u> <u>(36)</u>	徒歩 自家用車等	富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)		富浦町	<u>79</u> (39)	徒歩 自家用車等	富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両：4分)		島泊町	<u>50</u> <u>(29)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)		新八幡町	<u>133</u> <u>(67)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	尾礼部中学校 (15.2km、車両：18分)		新浜町	<u>302</u> <u>(156)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	尾礼部中学校 (14.9km、車両：18分)		銚子町	<u>223</u> <u>(101)</u>	徒歩 自家用車等	銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	尾礼部中学校 (13.6km、車両：6分)		絵紙山町	<u>3</u> <u>(2)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)		新恵山町	<u>16</u> <u>(7)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (17.1km、車両：21分)		榎法華総合センター		バス等	—	尾礼部中学校 (14.4km、車両：17分)		榎法華総合センター		バス等	—	磨光小学校 (16.7km、車両：20分)		<p style="text-align: center;">表 3-6 榎法華地区の所要時間（目安）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>人数 (世帯数)</th> <th>避難手段</th> <th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th> <th>指定避難所 (避難に係る時間)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恵山岬町</td> <td><u>18</u> <u>(10)</u></td> <td>徒歩 自動車等</td> <td><u>もと</u>元村会館 (1.2km、徒歩：40分)</td> <td>榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元村町</td> <td><u>60</u> <u>(30)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td><u>もと</u>富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)</td> <td>榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富浦町</td> <td><u>71</u> (39)</td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td><u>もと</u>富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)</td> <td>榎法華総合センター (1.8km、車両：4分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島泊町</td> <td><u>45</u> <u>(27)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)</td> <td>尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新八幡町</td> <td><u>115</u> <u>(63)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)</td> <td>尾礼部中学校 (15.2km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新浜町</td> <td><u>279</u> <u>(148)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)</td> <td>尾礼部中学校 (14.9km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銚子町</td> <td><u>208</u> <u>(106)</u></td> <td>徒歩 自家用車等</td> <td>銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)</td> <td>尾礼部中学校 (13.6km、車両：6分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵紙山町</td> <td><u>3</u> <u>(1)</u></td> <td>自家用車等</td> <td>—</td> <td>尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新恵山町</td> <td><u>10</u> <u>(5)</u></td> <td>自家用車等</td> <td>—</td> <td>尾礼部中学校 (17.1km、車両：21分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>榎法華総合センター</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>—</td> <td>尾礼部中学校 (14.4km、車両：17分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>榎法華総合センター</td> <td></td> <td>バス等</td> <td>—</td> <td>磨光小学校 (16.7km、車両：20分)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	恵山岬町	<u>18</u> <u>(10)</u>	徒歩 自動車等	<u>もと</u> 元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)		元村町	<u>60</u> <u>(30)</u>	徒歩 自家用車等	<u>もと</u> 富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)		富浦町	<u>71</u> (39)	徒歩 自家用車等	<u>もと</u> 富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両：4分)		島泊町	<u>45</u> <u>(27)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)		新八幡町	<u>115</u> <u>(63)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	尾礼部中学校 (15.2km、車両：18分)		新浜町	<u>279</u> <u>(148)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	尾礼部中学校 (14.9km、車両：18分)		銚子町	<u>208</u> <u>(106)</u>	徒歩 自家用車等	銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	尾礼部中学校 (13.6km、車両：6分)		絵紙山町	<u>3</u> <u>(1)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)		新恵山町	<u>10</u> <u>(5)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (17.1km、車両：21分)		榎法華総合センター		バス等	—	尾礼部中学校 (14.4km、車両：17分)		榎法華総合センター		バス等	—	磨光小学校 (16.7km、車両：20分)		
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																																																																														
恵山岬町	<u>21</u> <u>(11)</u>	徒歩 自動車等	元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)																																																																																																																																															
元村町	<u>70</u> <u>(36)</u>	徒歩 自家用車等	富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)																																																																																																																																															
富浦町	<u>79</u> (39)	徒歩 自家用車等	富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両：4分)																																																																																																																																															
島泊町	<u>50</u> <u>(29)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)																																																																																																																																															
新八幡町	<u>133</u> <u>(67)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	尾礼部中学校 (15.2km、車両：18分)																																																																																																																																															
新浜町	<u>302</u> <u>(156)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	尾礼部中学校 (14.9km、車両：18分)																																																																																																																																															
銚子町	<u>223</u> <u>(101)</u>	徒歩 自家用車等	銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	尾礼部中学校 (13.6km、車両：6分)																																																																																																																																															
絵紙山町	<u>3</u> <u>(2)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)																																																																																																																																															
新恵山町	<u>16</u> <u>(7)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (17.1km、車両：21分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	尾礼部中学校 (14.4km、車両：17分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	磨光小学校 (16.7km、車両：20分)																																																																																																																																															
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																																																																														
恵山岬町	<u>18</u> <u>(10)</u>	徒歩 自動車等	<u>もと</u> 元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)																																																																																																																																															
元村町	<u>60</u> <u>(30)</u>	徒歩 自家用車等	<u>もと</u> 富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)																																																																																																																																															
富浦町	<u>71</u> (39)	徒歩 自家用車等	<u>もと</u> 富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両：4分)																																																																																																																																															
島泊町	<u>45</u> <u>(27)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)																																																																																																																																															
新八幡町	<u>115</u> <u>(63)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	尾礼部中学校 (15.2km、車両：18分)																																																																																																																																															
新浜町	<u>279</u> <u>(148)</u>	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	尾礼部中学校 (14.9km、車両：18分)																																																																																																																																															
銚子町	<u>208</u> <u>(106)</u>	徒歩 自家用車等	銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	尾礼部中学校 (13.6km、車両：6分)																																																																																																																																															
絵紙山町	<u>3</u> <u>(1)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (15.3km、車両：18分)																																																																																																																																															
新恵山町	<u>10</u> <u>(5)</u>	自家用車等	—	尾礼部中学校 (17.1km、車両：21分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	尾礼部中学校 (14.4km、車両：17分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	磨光小学校 (16.7km、車両：20分)																																																																																																																																															

44 16 噴火警戒レベルに応じた避難対応フロー
 (1) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合
 噴火警戒レベルが順に引き上げられたときの住民、登山者等の避難行動については、図3-5の避難対応フローのとおりとする。

図3-5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

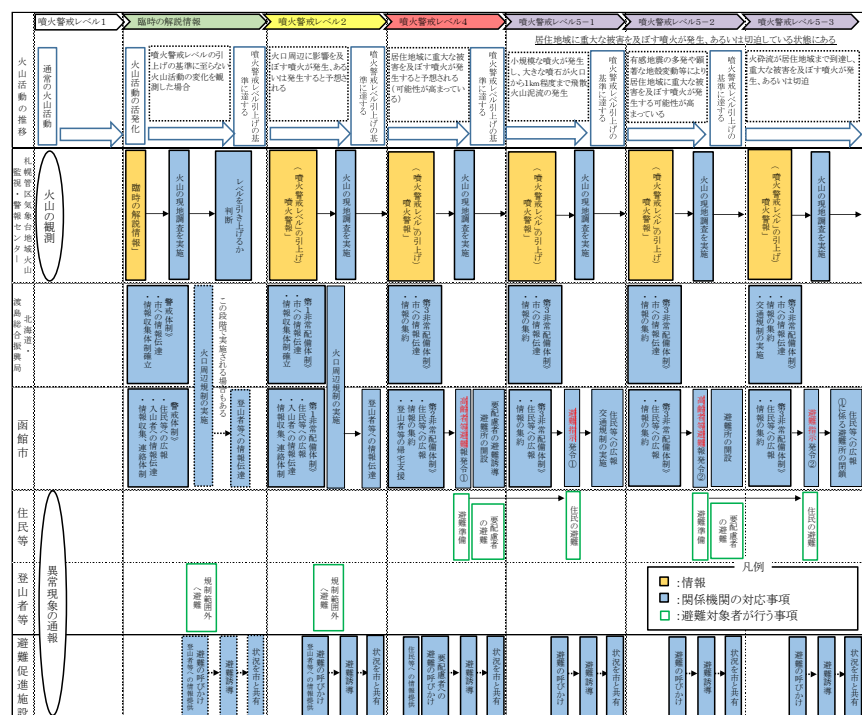


※避難情報発令対象地域
 ①… 御嶽町、柏野町の一部、恵山町の一部、恵山峠町、元村町、富浦町
 ②… 柏野町、恵山町、古武井町の一部、樺法華地区全域（上記地域除く）
 ※避難情報情報は「避難準備・高齢者等避難開始」の段階

(略)

16 噴火警戒レベルに応じた避難対応フロー
 (1) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合
 噴火警戒レベルが順に引き上げられたときの住民、登山者等の避難行動については、図3-5の避難対応フローのとおりとする。

図3-5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応



※避難情報発令対象地域
 ①… 御嶽町、柏野町の一部、恵山町の一部、恵山峠町、元村町、富浦町
 ②… 柏野町、恵山町、古武井町の一部、樺法華地区全域（上記地域除く）

(略)

避難情報の変更による修正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
45	<p>(2) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2） （略） 図 3-6 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2）の避難対応</p> <p>噴火警戒レベル1 → 噴火警戒レベル2</p> <p>火山活動の推移</p> <p>明瞭な前兆がなく突発的に噴火</p> <p>噴火発生</p> <p>火山の観測</p> <p>噴火後の速やかな「噴火速報」</p> <p>（噴火警戒レベルの引上げ） 「噴火速報」</p> <p>緊急避難後の避難誘導の実施について検討</p> <p>避難誘導の支援</p> <p>緊急避難後の避難の状況確認</p> <p>避難所等の避難誘導</p> <p>避難状況を市と共有</p> <p>状況をもとに共有</p> <p>緊急避難の状況確認</p> <p>呼びかけ実施</p> <p>緊急避難の呼びかけ実施</p> <p>緊急避難の状況確認</p> <p>状況をもとに共有</p> <p>緊急避難後の避難の実施について検討</p> <p>避難所等の避難誘導</p> <p>避難状況を市と共有</p> <p>避難促進施設</p> <p>異常現象の通報</p> <p>住民等</p> <p>登山者等</p> <p>避難促進施設</p> <p>函館市</p> <p>北海道・渡島総合振興局</p> <p>札幌管区気象台地域火山監視・警報センター</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報 関係機関の対応事項 指示を受けて避難対象者が行う事項 指示をまた自ら対応すべき事項 	<p>(2) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2） （略） 図 3-6 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2）の避難対応</p> <p>噴火警戒レベル1 → 噴火警戒レベル2</p> <p>火山活動の推移</p> <p>明瞭な前兆がなく突発的に噴火</p> <p>噴火発生</p> <p>火山の観測</p> <p>噴火後の速やかな「噴火速報」</p> <p>（噴火警戒レベルの引上げ） 「噴火速報」</p> <p>緊急避難後の避難誘導の実施について検討</p> <p>避難誘導の支援</p> <p>緊急避難後の避難の状況確認</p> <p>避難所等の避難誘導</p> <p>避難状況を市と共有</p> <p>状況をもとに共有</p> <p>緊急避難の状況確認</p> <p>呼びかけ実施</p> <p>緊急避難の呼びかけ実施</p> <p>緊急避難の状況確認</p> <p>状況をもとに共有</p> <p>緊急避難後の避難の実施について検討</p> <p>避難所等の避難誘導</p> <p>避難状況を市と共有</p> <p>避難促進施設</p> <p>異常現象の通報</p> <p>住民等</p> <p>登山者等</p> <p>避難促進施設</p> <p>函館市</p> <p>北海道・渡島総合振興局</p> <p>札幌管区気象台地域火山監視・警報センター</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報 関係機関の対応事項 指示を受けて避難対象者が行う事項 指示を待たず自ら対応すべき事項 	記述の整理

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
46	<p>(3) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（噴火警戒レベル2→5-1）</p> <p>事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や<u>避難指示（緊急）</u>の周知、住民、登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>(3) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（噴火警戒レベル2→5-1）</p> <p>事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や<u>避難指示</u>の周知、住民、登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>避難情報の変更による修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
46	<p>図 3-7 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応</p> <p>図 3-7 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応</p> <p>(略)</p>	<p>図 3-7 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応</p> <p>(略)</p>	<p>記述の整理</p> <p>避難情報の変更による修正</p> <p>避難情報の変更</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																								
50	<p>3 <u>避難勧告</u>解除、一時立入等の対応</p> <p>規制や避難、またその解除や範囲の縮小は、基本的には、噴火警戒レベルに対応して行われることになるが、火山活動が続き、噴火警戒レベル2以上が継続する中でも、噴火の発生位置や火山現象の影響範囲等を見極め、規制範囲の縮小や<u>避難勧告</u>の解除の可能性を協議会で検討するものとする。</p> <p>(1) <u>避難勧告</u>解除、規制範囲の縮小または解除</p> <p>市は、協議会の助言を踏まえ、関係機関と協議し、<u>避難勧告</u>解除、規制範囲の縮小または解除を判断・決定するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告</u>区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行うなど、解除を円滑に行うための判断体制や手順のほか、住民等への周知方法、再避難が必要な場合の対応等について確立するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">資料：恵山火山防災協議会 規約</p> <p>(略)</p>	<p>3 <u>避難指示</u>解除、一時立入等の対応</p> <p>規制や避難、またその解除や範囲の縮小は、基本的には、噴火警戒レベルに対応して行われることになるが、火山活動が続き、噴火警戒レベル2以上が継続する中でも、噴火の発生位置や火山現象の影響範囲等を見極め、規制範囲の縮小や<u>避難指示</u>の解除の可能性を協議会で検討するものとする。</p> <p>(1) <u>避難指示</u>解除、規制範囲の縮小または解除</p> <p>市は、協議会の助言を踏まえ、関係機関と協議し、<u>避難指示</u>解除、規制範囲の縮小または解除を判断・決定するものとする。</p> <p>また、<u>避難指示</u>区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行うなど、解除を円滑に行うための判断体制や手順のほか、住民等への周知方法、再避難が必要な場合の対応等について確立するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">資料：恵山火山防災協議会 規約</p> <p>(略)</p>	<p>よる修正</p>																								
54	<p>附則</p> <p>この規約は、平成29年1月16日から施行する。</p> <p>(略)</p>	<p>附則</p> <p>この規約は、平成29年1月16日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>規約の一部改正による修正</p>																								
56	<p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="176 1062 1019 1348"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>役職等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡島総合振興局地域創生部</td> <td>地域政策課主幹 (地域行政)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館市総務部</td> <td><u>防災担当課長</u></td> <td>幹事長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	役職等	備 考	渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹 (地域行政)		函館市総務部	<u>防災担当課長</u>	幹事長	(略)			<p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="1066 1062 1908 1348"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>役職等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡島総合振興局地域創生部</td> <td>地域政策課主幹 (地域行政)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館市総務部</td> <td><u>災害対策課長</u></td> <td>幹事長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	役職等	備 考	渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹 (地域行政)		函館市総務部	<u>災害対策課長</u>	幹事長	(略)			<p>記述の整理</p>
機 関 名	役職等	備 考																									
渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹 (地域行政)																										
函館市総務部	<u>防災担当課長</u>	幹事長																									
(略)																											
機 関 名	役職等	備 考																									
渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹 (地域行政)																										
函館市総務部	<u>災害対策課長</u>	幹事長																									
(略)																											